

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理			
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの			
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
京都市地域活性化総合特区	29208	特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の受入対象の拡大	意欲の高い外国人の更なる受入・育成ができるよう、これまで同様「京都市による管理」を前提に、農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定」を受けている外国人を新たに受入対象に追加する。 また、上記提案の実現により、京都での就労を希望する外国人料理人の増加が見込まれることから、1事業所当たり2人とされている上限人数を3人に増やす。	研修等で在留している外国人等が、京都市特区事業を活用することが可能となり、より高度な日本料理を学び、更なる日本料理の海外への普及を促進することで、本特区の目指す目標の一つである「世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造」に取り組む。	1回目	法務省	入国管理局総務課企画室	法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件(平成25年内閣府・法務省告示第2号)	F	平成30年度内	担当省庁の見解欄に記載のとおり、詳細を検討し、30年度内に結論を得る。	申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関の要件として、所属機関との関係及び受け入れ人数については以下のとおり定めている。 ①申請人が海外の所属機関との間で、申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること等について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること(申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること等の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること)(左記告示第2条第1号口及びハ)	京都府の提案については、対象となる外国人の要件、帰国後の特定伝統料理の普及の在り方、受け入れ人数の拡大対象等の詳細を検討しているところであるが、検討に当たり、受け入れ人数の緩和に当たって要件を付す場合の考え方(例、人数を緩和する場合に受け入れ機関が講ずる措置及び京都市が行う管理等)について京都市の意見を伺いたい。なお、今後の検討過程において、追加の質問を行う可能性がある。	b	・スケジュールについて、既にシルバー認定を受けている外国人の受け入れのため、また、平成30年度の日本食・食文化普及人材育成支援事業を修了する外国人への適用に向けて、制度改正の周知や当該外国人及び受入店舗の意向確認の期間を確保するため、年度途中でも可能な限り早期に提案の実現をいただけるよう、速やかな検討・協議をお願いしたい。 ・受け入れ人数の緩和に当たっては、京都市が、各店舗から受け入れに対応できる指導体制等の説明を求め、これまでの受入実績を含めて総合的に評価・判断するとともに、受け入れ後店舗への監査等を通じて、適切な修得環境であることを、日本料理アカデミーの協力を得て、十分な確認を行う。(詳細は添付資料に記載)	指定自治体は早期の提案実現に向けて協議の継続を希望していることから、法務省は指定自治体の回答を踏まえ、具体的な検討スケジュール及び論点を示し、引き続き協議を行うこと。	
					2回目		A-1	平成30年度内	担当省庁の見解欄に記載のとおり、平成30年度内に制度改正を行う方向で検討を進める。	申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関の要件として、所属機関との関係及び受け入れ人数については以下のとおり定めている。 ①申請人が海外の所属機関との間で、申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること等について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること(申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること等の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること)(左記告示第2条第1号口及びハ)	京都市の提案に基づき、農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定」を受けた外国人を受け入れ人数を増やすとともに、特定調理活動を行う者の受け入れ人数を現行の一事業所当たり二人以内から三人以内に増やすための告示改正等を行う方向で関係省庁と検討を進める。	a	提案の早期実現に向けて、引き続き関係省庁と調整を進めてまいりたいと考えており、よろしく願いしたい。	法務省は特区の提案に基づき、告示改正等を行う方向で関係省庁と検討を進めることとしているため、協議を終了する。今後は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i		
					1回目		F	平成30年度内	担当省庁の見解欄に記載のとおり、詳細を検討し、30年度内に結論を得る。	-	京都市の提案については、対象となる外国人の要件、帰国後の特定伝統料理の普及の在り方、受け入れ人数の拡大対象等の詳細について引き続き検討を行いたい。	b	・スケジュールについて、既にシルバー認定を受けている外国人の受け入れのため、また、平成30年度の日本食・食文化普及人材育成支援事業を修了する外国人への適用に向けて、制度改正の周知や当該外国人及び受入店舗の意向確認の期間を確保するため、年度途中でも可能な限り早期に提案の実現をいただけるよう、速やかな検討・協議をお願いしたい。	指定自治体は早期の提案実現に向けて協議の継続を希望していることから、法務省は指定自治体の回答を踏まえ、具体的な検討スケジュール及び論点を示し、引き続き協議を行うこと。			
					2回目	厚生労働省	外国人雇用対策課	-	A-1	平成30年度内	担当省庁の見解欄に記載のとおり、30年度内に制度改正を行う方向で検討を進める。	-	京都市の提案については、 ・客観的に一定の水準に達していることが認められる者であること ・料理人として日本料理の技術を向上したことを対外的に示すことで、より良い待遇や条件の下で働ける可能性が生まれること ・帰国後の所属機関を有していない場合であっても、「シルバー以上の認定」を受けていることを生かして、京料理の調理人として活躍できる可能性が高いと考えられること 以上から、「特定伝統料理の海外への普及」という本事業の目的にかなうと考えられる。 また、受け入れ人数の拡大については、人数枠を拡大することについて合理的な理由があり、かつ、引き続き適切な管理体制が維持される場合は、3名への拡充について積極的に対応し得るものと考えられる。 これらのことを踏まえ、京都市の要望については前向きに対応し得るものであることから、内閣府及び法務省告示改正等を行う方向で検討に協力してまいりたい。	a	提案の早期実現に向けて、引き続き関係省庁と調整を進めてまいりたいと考えており、よろしく願いしたい。	厚生労働省は特区の提案に基づき、告示改正等を行う方向で検討に協力することとしているため、協議を終了する。今後は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i
					1回目	農林水産省	食料産業局食文化・市場開拓課	-	A-1	-	-	-	当該提案に関する規制を所管するのは法務省、厚生労働省であるため、対応等について回答することは控えるが、当省としては、京都市の提案は日本食・食文化の海外普及の推進に資するものとする。	a	早期の提案実現に向けて、引き続き御協力をお願いしたい。	農林水産省の示した見解について指定自治体は了解しているため、協議を終了する。	i
					2回目												